



平成 19 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッカトー
代 表 者 名 代表取締役社長 西 村 隆
(コード5367 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 紀ノ岡 隆一郎
電 話 番 号 072-238-3641

定款の（一部）変更に関するお知らせ

平成 19 年 5 月 7 日開催の当社取締役会において「定款の（一部）変更の件」に関し、平成 19 年 6 月 22 日開催予定の第 137 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則及び会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主様に提供したものとみなすことが可能となったことから、規定の新設を行うものであります。(変更案第 16 条)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 18 条)

定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第 26 条)

会社法に対応した用語及び引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更、条文の再編成その他所要の変更を行うものであります。

- (2) 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、並びに社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 29 条及び第 37 条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 (省 略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券については発行しない。ただし、株式取扱規則に定める場合は、この限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(<u>機関</u>)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2) 監査役</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社は、<u>第 8 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消(保管振替機関へ預託された株券の株式を除く。) 諸届出、单元未満株式の買取りその他株式に関する手続及び手数料は取締役会の決議により定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>— 前項に定めるほか、必要のあるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p><u>第 12 条</u> 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に差支えある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第 13 条</u> 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 14 条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長)</p> <p><u>第 14 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。</u></p> <p><u>— 取締役社長に差支えある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主が有する議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>— 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主又は代理人は、株主總會ごとに代理権を証明する書面等を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主總會の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印して、これを 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置くものとする。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数及び取締役会)</p> <p>第 18 条 当会社には、10 名以内の取締役を置く。</p> <p>— 当会社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役の選任は、株主總會の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>— 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主又は代理人は、株主總會ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主總會において選任する。</p> <p>— 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(解任方法)</p> <p>第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役 2 名を選任し、そのうち 1 名を取締役社長とする。</p> <p>取締役会は、その決議をもって取締役会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>取締役会は、その決議をもって相談役を選任し、その意見を求めることができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残存期間と同一とする。</p> <p>増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残存期間と同一とする。</p>	<p>(解任方法)</p> <p>第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>取締役会は、その決議によって相談役を定め、その意見を求めることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第 23 条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>— 取締役社長に差支えある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>— 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 4 日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができる。</u></p> <p>(取締役会の議長)</p> <p><u>第 24 条</u> <u>取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u></p> <p><u>— 取締役社長に差支えある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第 24 条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>— 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 25 条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>— 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決権に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の運営方法、取締役会が決すべき事項、取締役会において協議すべき事項、取締役会において報告されるべき事項その他必要な事項は、取締役会の決議により定める取締役会規程による。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p><u>取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数及び監査役会、選任及び任期)</p> <p>第 29 条 当会社には、4 名以内の監査役を置く。</p> <p>— 当会社は、監査役会を置く。</p> <p>— 監査役の選任は株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>— 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (削 除)</p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤監査役 1 名を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対して会日の 4 日前にこれを発する。ただし、緊急その他の必要がある場合は、監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができる。</u></p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 32 条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>— <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>— <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役 1 名を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 4 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の議事については、その経過の要領及びその結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して、10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則に定める。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 35 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 (現行通り)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 38 条 (省 略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 (省 略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(削 除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。	第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの <u>1 年</u> とする。
(剰余金の配当)	(期末配当の基準日)
第 41 条 剰余金の配当は、 <u>毎事業年度の末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u>	第 42 条 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年 3 月 31 日とする。</u>
(中間配当)	(中間配当)
第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、 <u>中間配当を行うことができる。</u>	第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、 <u>中間配当をすることができる。</u>
(剰余金の配当等)	(配当金の除斥期間)
第 43 条 剰余金の配当及び中間配当は、 <u>当社がその支払を開始した日より満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払いの義務を免れる。</u> <u>未払いの剰余金の配当及び中間配当に対しては利息をつけない。</u>	第 44 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>
	(削 除)

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 22 日

以 上